

ビーム・ライフル銃等の製造および販売に関する基準要項

第1条 公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「協会」という）が正しい射撃競技の普及・発達を目的として開発、制定したビーム・ライフル銃、ビーム・ライフル銃用の一切の標的装置、およびこれらに関する付属品（以下「ビーム・ライフル銃等」という）の製造・販売について、ビーム・ライフル競技が正しく行われるために、この基準要項を定める。

第2条 ビーム・ライフル銃等を製造、販売しようとする者は、協会定款第3条に定められている協会の目的に賛同する者でなければならない。

第3条 ビーム・ライフル銃等の製造者の製品は、協会の定めるビーム・ライフル装置仕様書に合致し、別に定める検定料を協会に納付し、協会の定めたビーム・ライフル装置検定基準による検定を受けなければならない。

第4条 ビーム・ライフル銃等の販売者は、かならず協会の検定済の製品を販売しなければならない。

第5条 製造者ならびに販売者は、別に定めた製造、販売に関する誓約書を協会に提出しなければならない。

平成 年 月 日

公益社団法人 日本ライフル射撃協会
会長 殿

住所
名称
代表者 印

誓 約 書

弊社儀今般貴協会の開発制定にかかるビーム・ライフル銃、ビーム・ライフル銃用の一切の標的装置およびこれ等に関する付属品の製造販売に関し、別紙貴協会の定めたビーム・ライフル銃等の製造および販売に関する基準要項をすべて異議無く了承しました。特に貴協会定款第3条に定められている協会の目的に反せず、つねによく協会と連絡を保ち、誠意をもって協会の指示に従うことを誓約いたします。